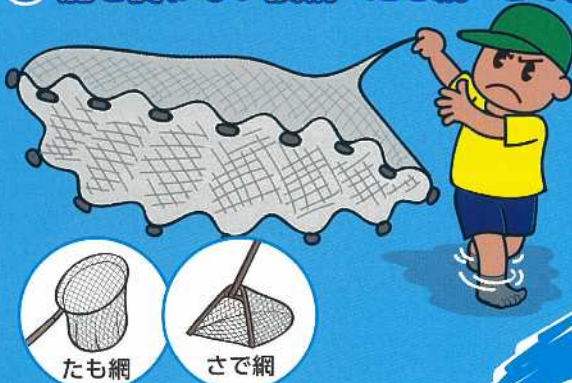


海好き！一般の人が使える 漁具・漁法を教えて！

規則第37条により、一般の方（遊漁者）が使うことができる漁具・漁法が定められています。ここに挙げられている漁具・漁法以外を使って水産動植物を採ると規則違反となりますので、ご注意ください。【罰則：科料】

① 船を使わない投網・たも網・さで網



② 手づかみ・は貝（スコップや熊手など）



OK



③ 発射装置が付いていないやす



④ 集魚灯を使わない釣り・ひき縄

▲「やす」とは、一般には「もり」と呼ばれることもあります。魚等を突き刺して採るための漁具であり、先端部分と柄の部分が固着したものの、柄の末端にゴムがついているものもありますが、使用する際、手を離れた時に掌中に柄の部分が残る程度の威力であるものに限ります。

NG

一般の人が使ってはいけないものなど





一般の方は 採っちゃダメ!

採ってはいけないもの。実はこんなにたくさんあるんです!



1 特定水産動植物

漁業法第132条により、「下記の特定水産動植物の採捕は禁止されています。これに違反した水産動植物の運搬・保管等も禁止されています。【3年以下の懲役/3,000万円以下の罰金】
ただし、漁業権や知事許可漁業の許可に基づく場合は、採捕することができます。

① ナマコ (全種)



② うなぎの稚魚 (全長13cm以下)



※うなぎの稚魚は令和5年12月から適用



2 造礁さんご類

規則第34条により、「造礁さんご類」の採捕は禁止されています。また、これに違反した水産動植物の所持販売も禁止されています。【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】

「さんご漁業(さんごを採ることを目的とする漁業)」は、漁業法第57条及び規則第5条により、知事許可漁業となっています。許可を受けずに、「深海さんご(サンゴ科)」及び「ソフトコーラル(ウミトサカ目のウミトサカ亜目、ウミツタ亜目(クダサンゴ科を除く)及びムラサキハナツタ)」を販売目的で採捕することは禁止されています。【3年以下の懲役/300万円以下の罰金】

規則における「造礁さんご類」の内容 (以下の刺胞動物が該当)

- ① イシサンゴ目
- ② アナサンゴモドキ科
- ③ ウミトサカ目の石軸亜目、角軸亜目及び石軸亜目 (ムラサキハナツタ及びサンゴ科を除く)
- ④ クダサンゴ科
- ⑤ アオサンゴ目



① イシサンゴ目



② アナサンゴモドキ科



③ ウミトサカ目
(写真は石軸亜目)



④ クダサンゴ科



⑤ アオサンゴ目



3 うみがめ類 (卵を含む)

委員会指示等により、うみがめ類の採捕は禁止されています。

【1年以下の懲役/50万円以下の罰金】

ただし、漁業の目的の場合等、漁業調整委員会の承認を受けた場合は採捕することができます。また、規則第34条により、うみがめ類の卵の採捕も禁止されています。これに違反した水産動植物の所持販売も禁止されています。【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】



※1~3: 試験研究の目的で採捕する場合は、沖縄県の許可または承認が必要です。



4 漁業権の対象種 【原則として漁協組合員以外の採捕はできません】

久米島漁協では、以下の水産動植物が共同漁業権に基づく漁業の対象となっています。これらの対象種は、免許を受けた漁業協同組合（漁協）の組合員が優先的に採る権利があります。組合員以外の方が採捕した場合には、漁業法第195条により、漁業権侵害で告訴される可能性があります。【100万円以下の罰金】

■ 水産動物の一部



シラヒゲウニ



イセエビ (全種)



ナマコ

■ 貝類



シャコ貝 (全種)



チョウセンサザエ



夜光貝



サラサバテイ
(高瀬貝)



ギンタカハマ
(ヒロセ貝)



マガキ貝

■ 海藻類



ヒトエグサ (あーさ)



モズク



セミエビ・
ゾウリエビ



5 その他 【海中の砂・ライブロック・サンゴれき等の採取の禁止】

規則第39条により、海中（漁業権の存する漁場内）の岩礁を破碎する行為や土砂・岩石（砂、ライブロック、サンゴれき等を含む）を採取する行為は原則として禁止されています。

【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】



ライブロック



サンゴれき

「海岸」の土石（砂、サンゴれき等を含む）の採取についても、制限がありますので、詳しくは下記の海岸管理者にお問い合わせ下さい。

○沖縄県土木建築部海岸防災課 TEL:098-866-2410
<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/kaigan/kaigankanri.html>





水産動植物の禁漁期間及び大きさの制限

規則第34条により、水産動植物の禁漁期間及び制限サイズが定められています。また、これに違反した水産動植物の所持・販売も禁止されています。【6月以下の懲役/10万円以下の罰金】

禁漁期間中の採捕は禁止です

	対象種	禁漁期	禁漁サイズ	その他の制限
1	ウニ	(自)10月1日～4月30日	(自)殻径7cm以下	
2	イセエビ	(県)4月1日～7月31日	(県)体長20cm以下	(自)抱卵エビは周年採捕禁止
3	セミエビ・ゾウリエビ	(県)4月1日～7月31日	(県)体長20cm以下	(県)抱卵エビは周年採捕禁止
4	シャコ貝	(県)6月1日～8月31日	(県) ・ヒメシャコ 殻長8cm以下 ・シャコウ 殻長15cm以下 ・ヒレジャコ 殻長20cm以下 ・ヒレナシジャコ 殻長30cm以下 ・シナミ 殻長15cm以下 ・トガリシナミ 殻長15cm以下	
5	ヒロセ貝		(県)殻の短径6cm以下	
6	タカセ貝		(県)殻の短径6cm以下	
7	夜光貝		(県)殻高13cm以下	
8	マガキ貝	(自)5月1日～10月31日		
9	サザエ		(県)殻高6cm以下	
10	ヒトエグサ	(自)6月1日～11月30日		
11	ナマコ	(自)周年採捕禁止		

(県)・・・沖縄県漁業調整規則 (自)・・・久米島漁協自主規制

久米島漁業協同組合・自主規制に関する問い合わせ

久米島漁業協同組合 TEL 098-985-8216

E-mail : jf-kumejima@bb.wakwak.com

HP : <https://kumejimagyokyou.net/>



県漁業調整規則に関する問い合わせ

沖縄県農林水産部水産課(漁業管理班) TEL 098-866-2300

E-mail : aa048305@pref.okinawa.lg.jp

HP : <https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/suisan/>



※ルールは変更することがあります。HPで最新の情報をご確認ください。▶